

# 令和7年度リゾートテレワーク推進事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

## 1 目 的

令和7年度リゾートテレワーク推進事業委託業務を実施する委託事業者の選定を行うにあたり、応募事業者の審査に関し、必要事項を以下のとおり定める。

## 2 審査委員会の設置

優れた提案者を選定するため、「令和7年度リゾートテレワーク推進事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。なお、審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

## 3 審査委員会の構成等

（1） 任務 審査委員は、委託候補者となる事業者の選定に関することを審議する。

（2） 審査委員

ア 審査委員は次に掲げる者とし、委員長は長野県産業労働部産業立地・IT振興課長、副委員長は信州暮らし推進担当課長が当たる。

|   | 所属            | 職名   | 備考   |
|---|---------------|------|------|
| 1 | 産業立地・IT振興課    | 課長   | 委員長  |
| 2 | 産業立地・IT振興課    | 企画幹  | 1名   |
| 3 | 地域振興課信州暮らし推進係 | 担当課長 | 副委員長 |
| 4 | 労働雇用課         | 課長   | 1名   |
| 5 | 観光誘客課         | 課長   | 1名   |

イ 副委員長は、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

（3） 会議

ア 審査委員会は、委員長が招集する。

イ 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ウ 委員長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に替えて書面により委員の意見を求めることができる。

エ 審査日に、やむを得ない理由のため出席できない委員は、その委員の推薦する者を代理出席させることができるが、事前に委員長の了承を得るものとする。

## 4 審査方法等

（1） 審査対象 提案書、添付書類及びプレゼンテーション

（2） 審査基準 別添「審査基準表」のとおり

（3） 採点方法 別添審査表の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価とする。

## 5 委託候補者の決定

選定方法

（1） 別添「審査基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価し、項目ごとの各委員評価点の平均点を「委員会評価点」とする。

（2） 委員会評価点合計結果が60点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を見積業者に選定する。合計得点が同点の際には、審査委員の協議により決定する。